

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使)</p> <p>第92条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条第2項から第4項までの規定(会社が次条第1項の規定に基づき、会社が有する自己の株式の振替をする場合においては、前条第4項において準用する第40条の規定を除く。)は、前項の規定に基づいて新株予約権の行使をする場合について準用する。この場合において、同条第2項中「新たに発行される株式」とあるのは「新たに発行される株式又は会社から移転される株式」と、同条第4項中「新たに株式が発行された場合」とあるのは「新たに株式が発行された場合又は会社から株式が移転された場合」と読み替えるものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使)</p> <p>第92条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定に基づいて新株予約権の行使をする場合について準用する。この場合において、同条第2項中「新たに発行される株式」とあるのは「新たに発行される株式又は会社から移転される株式」と、同条第4項中「新たに株式が発行された場合」とあるのは「新たに株式が発行された場合又は会社から株式が移転された場合」と読み替えるものとする。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使に伴う口座振替)</p> <p>第92条の3 会社は、参加者又は顧客の請求に基づき機構が別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権を行使した場合であって、かつ、会社が有する自己の株式が当該会社の名義書換代理人となっている参加者(以下この条において「振替元参加者」という。)の顧客口座簿に記載又は記録されているときは、当該顧客口座簿に記載又は記録されている株式につき、当該新株予約権の行使又は取次ぎを行った参加者(以下この条において「振替先参加者」という。)の口座への振替を振替元参加者に対して請求することができる。</p> <p>2 振替元参加者は、前項の請求を受けた場合は、会社が指定する日に、当該振替に係る株式の数について顧客口座簿に減少の記載又は記録をし、かつ、規則に定めるところにより機構に対</p>	<p>(新設)</p>

して通知をしなければならない。

- 3 機構は、前項の通知を受けた場合は、振替元参加者が指定する日に、当該振替に係る株式の数について振替元参加者の口座に減少の記載又は記録をするとともに、振替先参加者の口座に増加の記載又は記録をし、かつ、規則で定めるところにより振替先参加者に対して通知をする。
- 4 振替先参加者は、前項の通知を受けた場合は、当該振替を受けた日に、当該振替に係る株式について顧客口座簿に増加の記載又は記録をしなければならない。ただし、当該新株予約権の行使をした顧客がいないときは、この限りでない。
- 5 前各項に定めるもののほか、別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使に伴う口座振替に関し必要な事項は、規則で定める。

(預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使に伴う单元未満株式の買取請求)

第 93 条 (略)

- 2 前項の規定による買取請求の取次ぎをする場合において、機構が会社に対して行う買取請求に係る单元未満株式の数に相当する株式数の株券の提出については、第 92 条による預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使により新たな株式が発行されたときに、当該株券の提出が行われたものとして取り扱う。

3~5 (略)

附 則

この改正規定は、平成 17 年 2 月 14 日から施行する。

(預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使に伴う单元未満株式の買取請求)

第 93 条 (略)

- 2 前項の規定による買取請求の取次ぎをする場合において、機構が会社に対して行う買取請求に係る单元未満株式の数に相当する株式数の株券の提出については、前条による預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使により新たな株式が発行されたときに、当該株券の提出が行われたものとして取り扱う。

3~5 (略)